

福岡県公報

平成十九年三月十四日
第二千六百五十三号
増刊
①

目次

規 則 (第九号・第十号)

福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁生涯学習課)

規 則

福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第九号

福岡県立美術館使用料条例施行規則及び福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県立美術館使用料条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県立美術館使用料条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の上欄中、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則(平成十七年福岡

県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号及び第九号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年三月十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第十号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則(平成十七年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行
福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーピー株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)